

法律科目試験問題（民事訴訟法） 配点 50 点

〔第1問〕下記の問いに理由を付して答えなさい。（配点 25 点）

Xは、Yに対し、貸金1000万円の返還を求める訴えを提起した。Yは、口頭弁論期日において貸金全額を弁済したことを抗弁として主張したが、裁判所は、証拠調べの結果、弁済の事実が認められないとの心証を得て、Xの請求を認容する判決をし、これが確定した。その後、Xから当該貸金1000万円の支払を求められたYは、Xを被告とし、YのXに対する貸金債務不存在確認の訴えを提起した。Yは、そこで、債務の免除を受けていたことを主張し、Xはこれを争った。この場合、裁判所は、どのように審理判決をするべきか。

〔第2問〕下記の問いに理由を付して答えなさい。（配点 25 点）

Xは、Xの債務者Aに代位して、第三債務者Yに対し、AのYに対する貸金1000万円の返還を求める訴えを提起した。Yは、口頭弁論期日において貸金全額を弁済したことを抗弁として主張したところ、裁判所は、証拠調べの結果、弁済の事実が認められるとの心証を得て、Xの請求を棄却する判決をし、これが確定した。その後、Aから当該貸金1000万円の支払を求められたYは、Aを被告とし、YのAに対する貸金債務不存在確認の訴えを提起した。Yは、そこで、当該貸金の弁済を主張し、Aはこれを争った。この場合、裁判所は、どのように審理判決をするべきか。